

演習（事例検討）

Ⅰ はじめに

児童虐待については、平成12年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待防止法」が制定された。しかしそれ以降も、全国の相談件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を一層進める必要がある。

児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、令和元年の改正児童虐待防止法等では、親権者等による体罰禁止が法定化されたこと、さらに、令和5年の改正児童福祉法等では、「こども家庭センター」の設置や入所措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置等こどもの権利擁護の強化、児童相談所と学校をはじめとする関係機関との連携強化が求められていることを踏まえ、これまで以上に児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人がアンテナを高くたて、関係機関と適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

2 研修プログラム

（Ⅰ）研修のねらい

児童虐待が疑われる子どもを発見したときの学校としての初期対応や、子どもへの支援や保護者に対する対応、関係機関との連携について理解を深める。

（Ⅱ）研修の流れ（60分）

時 間	活動内容	留意点
導入 5分	1 本日の研修のねらいを確認する。	本研修の趣旨説明を聞く。
展開 50分	2 ワークシートの事例を読み、問1を記入する。【7分】	通告の流れとともに、性的虐待が疑われる場合の留意点について確認する。
	3 記入した内容について、各グループで話し合う。【12分】	・ワークシートに記載のある情報を頼りに検討する。 ・記載の無い事項については、各自で追記しても構わない。例：「本事例では祖父母が出てこないが、いる場合は助けてくれるか本人に確認する。」
	4 性的虐待の疑いがあるときのポイントについて確認する。【6分】	・「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第三版）参照 ・県警リーフレット「子どもの性暴力被害に気づいたら～対応のヒント～」参照

	5 問2について考え、各自で記入する。【7分】	虐待対応は長期化、複雑化するケースがあることを参加者に伝える。
	6 記入した内容について、各グループで話し合う。【12分】	「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第三版）参照
	7 対応例の配布し、解説する。【6分】	対応例を配布し、自身の記載と比較し、対応力向上のきっかけとする。
まとめ 5分	8 「本事例を踏まえての虐待対応に関する学校と専門家や関係機関の連携」について	

母親の男性パートナーによる女子生徒への性的虐待の事例

高校1年生の女子生徒は、両親が離婚し母親と二人で暮らしていたが、母親の交際相手の男性パートナーが度々自宅に来るようになった。

担任（男性）と女子生徒の面談の際に、①「母親のパートナーから体を触られるのが嫌だ」との発言があった。

担任は管理職に報告し、児童相談所に通告した。児童相談所の職員は、本人と母親に面談をおこない、本人に寄り添った家庭での支援策を考えた。その後、女子生徒から話を聞くと、「もう大丈夫です。」と発言もあり、学校としては、しばらく様子を見ることになった。

しばらくして、スクールカウンセラーと女子生徒が面談をおこなったところ、「児童相談所の職員が来てくれたあとは、何もなかったが、最近また触られるようになった。母親に相談したけど、特に解決しようとする気配はない。もう家にいたくない。」と発言があった。さらに、「自殺を考えている」との発言もあった。

スクールカウンセラーより、②「学校として、児童相談所や関係機関と連携し対応にあたった方がよい。」と助言があった。

問Ⅰ 下線部①について、自校の生徒より、事例と同様の訴えがあったたら、児童相談所への通告まで、どのような「初期対応」になるか、Ⅰ～Ⅳについて考える。

Ⅰ 通告までの初期対応について、どのように子どもを支援していくか？

Ⅱ どのような点に留意して児童生徒から話を聞くか？

Ⅲ 学校として行うべき事(校内体制の整備など)は何か？

Ⅳ 警察やその他の機関との連携については、どのようにおこなうか？

問2 下線部②について、スクールカウンセラーより対応についての助言があったが、次のⅠ～Ⅴについて、それぞれどのようなことに取り組む(どのようなことを想定しておく)必要があるか考える。

Ⅰ 生徒を支援するために、自校ならどのような取組ができるか？

Ⅱ 学校と児童相談所でどのような連携をおこなうか？

Ⅲ 児童相談所に「一時保護」になった場合の対応はどのようにおこなうべきか？

Ⅳ 「一時保護」解除後、家に戻ったときの対応はどのようにおこなうべきか？

Ⅴ 家庭に対する対応はどのようにおこなうべきか？

対応例

問Ⅰ 下線部①について、自校の生徒より、事例と同様の訴えがあったたら、児童相談所への通告まで、どのような「初期対応」になるか、Ⅰ～Ⅳについて考える。

Ⅰ 通告までの初期対応について、どのように子どもを支援していくか？

- 性的虐待が疑われる場合のため、即時に児童相談所に報告する準備をおこなう。（手引きp. 19）
- 当該生徒には、先生間で情報共有することの許可を得る。（手引きp. 21）
- 聴き取る時には受容的態度、共感的態度で行う。（手引きp. 21）
- 女子生徒が被害にあっていないため、対応は同性の教員にする。

Ⅱ どのような点に留意して生徒から話を聞くか？

- 性的虐待の内容を聴き取るのは原則1回限りにする。（児童相談所や警察等の専門スタッフに相談する。）（手引きp. 21）
- 子ども自身からの訴えの場合は、子どもの言葉で記録、表情や態度も記録する。（手引きp. 21）

Ⅲ 学校として行うべき事(校内体制の整備など)は何か？

- 児童相談所との窓口になる校内での虐待担当者を確認する。（手引きp. 21）
- 前籍校へ虐待等に関する情報があるかの確認をおこなう。
- 校内組織会議を開催し、通告までの初期対応について確認する。校長、教頭、同学年の教職員、養護教諭、生徒指導主事、保健主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター、担任等を招集する。その際、チーム内で「いちばん不安を強く感じている人」を大切に作る雰囲気を、チーム全体の対応力を高めることにもなります。（手引きp. 19）
- 通告後、48時間以内に児童相談所担当者が対応をおこなうため、対応後の校内体制の確認をしておく。（手引きp. 23、31）

Ⅳ 警察やその他の機関との連携については、どのようにおこなうか？

- 保護者の交際相手が児童虐待防止法上、保護者に該当する場合もあるので、保護者の対応と同様に、児童相談所へ通告する。保護者の交際相手が保護者に該当しない場合でも、母親が制止しないことは虐待（ネグレクト）に該当する。（手引きp. 42）
- 性的虐待の疑いのため、警察に通報する。理由は、児童相談所とともに、警察も積極的な虐待支援機関であり、児童相談所と警察は連携して支援にもあたるため。（手引きp. 22）
- 県立学校については人権教育・生徒指導課、市立学校については所管の教育委員会、私立学校については県所轄に連絡する。その際、「記録」の送付もおこなう。（手引きp. 23）

手引き・・・令和6年3月「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第三版）」

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

問2 下線部②について、スクールカウンセラーより対応についての助言があったが、次のⅠ～Ⅴについて、それぞれどのようなことに取り組む(どのようなことを想定しておく)必要があるか考える。

Ⅰ 生徒を支援するために、自校ならどのような取組ができるか？

- 登校時の健康状態の確認（定期的な声かけ、毎日の心の健康観察の実施）をする。
- 家にいるときの、緊急の連絡先の提示（児童相談所の電話番号や24時間子どもSOSダイヤルなどの周知）しておく。
- スクールカウンセラーや話しやすい先生との定期的な面談をおこなう。

Ⅱ 学校と児童相談所でどのような連携をおこなうか？

- 児童相談所がおこなっている家庭への支援について、情報共有をおこなう。
- 理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合は、速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供する。（手引きp.37）
- 概ね1か月に1回程度、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について学校より情報提供する。（手引きp.37）

Ⅲ 児童相談所に「一時保護」になった場合の対応はどのようにおこなうべきか？

- 登校面で留意点はないか確認する。（手引きp.33）
- 一時保護された子どもは、大半が家庭に戻る。家に戻った後の学校の支援について検討しておく。（手引きp.34）
- 一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒について、一定の要件を満たす場合に当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることを確認する。（手引きp.33）

Ⅳ 「一時保護」解除後、家に戻ったときの対応はどのようにおこなうべきか？

- 今後の見通しをもった支援をおこなう。（手引きp.33、34）
- 普段の様子を丁寧に観察する。（手引きp.34）
- 安心して学校環境に戻れるよう、周囲の子どもに対して事前に配慮を促しておく。（手引きp.34）

Ⅴ 家庭に対する学校の対応はどのようにおこなうべきか？

- 保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。（手引きp.15）
- 保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。（手引きp.33）
- 全職員が、家庭からの問合せ、高圧的な態度等への対応を共通理解（電話対応、窓口の一元化、弁護士への依頼）をしておく。
- 保護者を責めない。（手引きp.35）
- 時間をかけて話し合う。（今後の生活を改善するための方法を一緒に考える。）（手引きp.35）
- 保護者の良い面は積極的に評価する。（手引きp.36）

〈通告の判断に当たって〉

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、市町村や児童相談所等に通告しなければならないと規定されています。虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。

〈学校が通告を判断するに当たってのポイント〉

- ①確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ②虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ④通告は守秘義務違反に当たらないこと

〈本研修のポイント〉

- 児童相談所は家庭への支援機関であることを子どもに伝える。
- 学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの役割分担するためには、情報共有が大切であり、日頃からどのような連携ができるのか話し合っておく必要がある。
- 性的虐待については、疑いの段階で即児童相談所へ通告できる校内体制を構築する。
- 性的虐待の話を聞いた教員にはストレスがかかる。そのため、生徒より「もう大丈夫です。」というスタンスだと、教員は関心を示さなくなる（正常性バイアス）。または、過度に事案を大きくし過ぎてしまうこともある。事実に基づいて適切に対応できるようにする。（児童相談所職員の対応経験より）

〈事例検討におけるQ&Aについて〉

- Q1 生徒から「児童相談所に言わないでほしい。」と言われたら？
- A1 その理由を聴き取るとともに、児童相談所の職員が適切な支援を行うことを伝える。（手引きp.39）
- Q2 保護者に、学校が児童相談所に連絡したことを報告する必要があるのか？
- A2 保護者に連絡する必要はない。必要に応じて、児童相談所から保護者に連絡が入る。
- Q3 スクールソーシャルワーカー（SSW）と学校のそれぞれの役割は？
- A3 SSWは、学校からの相談を受け福祉の専門家としてサポートをおこなったり、児童相談所との連携や家庭への支援をおこなう。明確な役割分担を意識するというよりは、学校とSSWが協働して支援にあたる校内体制を普段から構築する。
- Q4 自傷行為の対応はどのようにおこなうのか？
- A4 自傷行為等があった場合には、冷静で穏やかな対応をすることが大切である。受診する医療機関や保護者等と連携し、今後の対応方針を考える必要がある。また、本人に寄り添った対応（TALKの原則）が大切である。
- 令和8年4月改訂「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」 岡山県教育委員会